

事 務 連 絡

令和 2 年 11 月 30 日

都道府県薬剤師会担当事務局 御中

日 本 薬 剤 師 会

医 薬 ・ 保 険 課

文書の差し替えについて（お願い）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）は、令和 2 年 11 月 19 日付け日薬業発第 351 号でご案内申し上げたところですが、財務省主計局給与共済課より文書差し替えの連絡がございました。

お手数おかけして誠に申し訳ございませんが、先にお送りした文書について、差し替えをお願いいたします。

なお、JPA 文書管理ネットは、差し替え済みであることを申し添えます。

令和2年11月24日



日本薬剤師会会長 殿

財務省主計局給与共済課

令和2年7月豪雨により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の
猶予等に係る取扱期間延長について（要請）

標記の件につきまして、今月18日に共済組合あて事務連絡を发出させていただいたところ、共済組合宛の事務連絡の記載に一部誤りがあり、差替えがございましたのでご連絡いたします。

（ご参考までに新旧表も送付させていただきます。）

【修正箇所】事務連絡（共済組合宛）

2（1）（ア）

修正前：～健康保険法（大正11年法律第70号）の～

修正後：～国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の～

令和2年7月豪雨により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長について

修正後		修正前	
<p>2 令和3年1月1日以降における一部負担金等徴収猶予の取扱いについて</p> <p>(1) 略</p> <p>(ア) 令和2年7月豪雨に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村(特別区を含む。以下同じ。)に住所を有する(災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。) <u>国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)</u>の組合員又は被扶養者であること。</p>	<p>2 令和3年1月1日以降における一部負担金等徴収猶予の取扱いについて</p> <p>(1) 略</p> <p>(ア) 令和2年7月豪雨に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村(特別区を含む。以下同じ。)に住所を有する(災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。) <u>健康保険法(大正11年法律第70号)</u>の組合員又は被扶養者であること。</p>		